

【EU】欧州防衛産業プログラム規則の制定

海外立法情報課 田村 祐子

* 2025 年 12 月、欧州の防衛技術産業基盤の強化を目的とする欧州防衛産業プログラムの設立及びウクライナへの支援のために、計 15 億ユーロの財政支援を行う規則が制定された。

1 背景と経緯

ロシアによるウクライナ侵攻に対して、EU はこれまで、弾薬の生産能力強化に対する財政支援規則（EU）2023/1525¹や防衛装備の共同調達に関する規則（EU）2023/2418²などの時限立法を制定し、緊急対応を行ってきた³。事態の長期化を受けて、欧州委員会は、2024 年 3 月 5 日、これらの短期的な緊急対応から、長期的な EU の防衛産業の即応性の確保へと移行するための規則案（COM(2024)150）を提案した⁴。規則案は、修正を経て⁵、2025 年 11 月 25 日に欧州議会で、同年 12 月 8 日に EU 理事会で承認され、同月 16 日に「欧州防衛産業プログラムの設立並びに防衛製品の時宜を得た入手可能性及び供給を確保するための措置の枠組みの構築に関する 2025 年 12 月 16 日の欧州議会及び理事会規則（EU）2025/2643」⁶（以下「2025 年規則」）として成立した。施行日は同年 12 月 30 日で、全 8 章 86 か条から成る。

2 2025 年規則の主な内容

（1）目的と予算（第 1 章）

2025 年規則は、欧州の防衛技術産業基盤（European Defence Technological and Industrial Base: EDTIB）⁷の技術的リーダーシップ、技術革新、即応性、長期的な競争力等を強化し、防衛製品⁸の時宜を得た入手可能性及び供給を確保し、ウクライナの防衛技術産業基盤（Ukrainian Defence

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2026 年 7 月 13 日である。

¹ Regulation (EU) 2023/1525, OJ L 185, 24.7.2023. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2023/1525/oj>> 同規則の概要は、田村祐子「【EU】弾薬の生産能力強化に対する財政支援規則」『外国の立法』No.297-1, 2023.10, p.32. <<https://doi.org/10.11501/13013017>> を参照。

² Regulation (EU) 2023/2418, OJ L, 2023/2418, 26.10.2023. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2023/2418/oj>> 同規則の概要は、芦田淳「【EU】防衛装備の共同調達に関する規則の制定」『外国の立法』No.299-1, 2024.4, p.33. <<https://doi.org/10.11501/13516734>> を参照。

³ European Commission, “Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL establishing the European Defence Industry Programme and a framework of measures to ensure the timely availability and supply of defence products (‘EDIP’),” COM (2024) 150, 5.3.2024, p.2. <<https://eur-lex.europa.eu/legal-content/EN/TXT/PDF/?uri=CELEX:52024PC0150>>

⁴ *ibid.*

⁵ 当初の規則案は、全 5 章 67 か条で構成されていた。審議過程において、ウクライナ支援措置に関する規定（後述第 3 章）や欧州の防衛技術産業基盤（後掲注(7)）からの防衛製品の市場投入を迅速化するための欧州軍事販売メカニズムに関する規定（第 5 章）がそれぞれ章としてまとめられたほか、EU 産コンテンツの原則に関する規定（後述第 10 条、第 27 条）が新たに盛り込まれた。

⁶ Regulation (EU) 2025/2643, OJ L, 2025/2643, 29.12.2025. <<https://data.europa.eu/eli/reg/2025/2643/oj>>

⁷ 欧州の防衛技術産業基盤は、欧州の安全保障・防衛政策の根幹を成すものであり、EU の防衛力に必要な装備等を供給することで、世界を牽（けん）引する技術水準を確保するとともに、適切な独立性の保持を保証するものとなる。“The Protection of the European Defence Technological and Industrial Base,” 2007.10, p.iii. European Parliament website <[https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2007/381404/EXPO-SEDE_ET\(2007\)381404_EN.pdf](https://www.europarl.europa.eu/RegData/etudes/etudes/join/2007/381404/EXPO-SEDE_ET(2007)381404_EN.pdf)>

⁸ 防衛製品とは、防衛関連製品の移転に関する指令 2009/43/EC の附属書に記載される防衛関連製品（銃器、ミサイル、軍艦等及びそれらの開発・生産・使用のために設計されたソフトウェア等）並びに軍事及び安全保障を目的とする設備（equipment）のライフサイクルのあらゆる段階に直接関連する施設、物資及び役務をいう（第 2 条）。

Technological and Industrial Base: UDTIB) の復興、再建及び現代化に貢献することを目的とする(第1条)。同規則は、加盟国が自国の安全保障に単独で責任を負うことを妨げるものではない(同条)。2025年12月30日から2027年12月31日までの期間における財政支援額は、欧州防衛産業プログラム(以下「プログラム」)に対して12億ユーロ⁹とし、ウクライナ支援措置に対して3億ユーロとする(第3条)。

(2) 欧州防衛産業プログラムの概要(第2章、第4章)

プログラムは、変化する安全保障環境によってもたらされる構造的な変化に防衛産業を適応させるための取組を開始し、促進することで、EDTIBの競争力、強靱(じん)性及び即応性を高めることを目的とする(第4条)。特に、防衛製品の調達における加盟国の協力を強化し、相互運用性と互換性を向上させること等を目指す(同条)。EU又は関連国¹⁰に設立され、かつ、その経営管理組織がEU又は関連国にある法人のみが財政支援を受ける資格を有する(第9条)。プログラムの対象は、①共同調達行為(第11条)、②産業強化行為(第12条)、③支援行為(第13条)、④共通の利益に係る欧州防衛プロジェクト(第35条)である(第10条)。共同調達行為は、防衛製品のライフサイクルのあらゆる段階での調達における法人間の協力に関連する活動で構成されるものとする(第11条)。産業強化行為は、特に防衛製品の既存の生産能力の最適化、拡張、現代化(自動化、アップグレード等を含む。)又は新規の生産能力の確立等、防衛製品の生産能力を構造的な変化に適応させるよう促進する活動で構成されるものとする(第12条)。支援行為は、防衛製品の相互認証などの相互運用性や互換性を高めるための活動、中小企業等の防衛市場への参入を容易にするための活動、プログラムの対象に関連する人材の能力開発・スキルアップ等で構成されるものとする(第13条)。共通の利益に係る欧州防衛プロジェクトはEDTIBの競争力強化を目的とした共同産業プロジェクトで構成されるものとし、EUの安全保障及び防衛上の利益にとって重要な加盟国の軍事能力の開発に貢献する(第35条)¹¹。

(3) ウクライナ支援措置(第3章)

ウクライナ支援措置は、同国の防衛産業の即応性向上を目指し、UDTIBについてEDTIBへの将来的な統合の可能性を考慮に入れて、その復興、再建及び現代化に貢献するものとする(第22条)。それによりEU及びウクライナの安定、安全保障、平和、繁栄、強靱性及び持続可能性を増強する(同条)。EU又はウクライナに設立され、その経営管理組織がEU又はウクライナにある法人のみが財政支援を受ける資格を有する(第26条)。ただし、ウクライナの非政府支配地域に設立された法人は、財政支援の対象とならない(同条)。支援措置の対象は、①共同調達行為(第11条)、②産業強化行為(第12条)、③支援行為(第13条)である(第27条)。

(4) EU産コンテンツの原則(第2章、第3章)

プログラム及びウクライナ支援措置の対象となる調達等について、EU及び関連国(第10条)又はEU及びウクライナ(第27条)以外を原産地とする部品の費用は、最終製品の見積費用の35%を超えてはならない(第10条、第27条)。いずれの部品も、EU及び加盟国の安全保障及び防衛上の利益に反する第三国から調達してはならない(同条)。

⁹ 1ユーロは、約184円(令和8年7月分報告省令レート)。

¹⁰ 欧州経済領域の構成国であるアイスランド、リヒテンシュタイン、ノルウェーを指す(第2条)。

¹¹ 共通の利益に係る欧州防衛プロジェクトは、①国境を越えた協力関係の確立・拡大に貢献する等の点で、EDTIBの競争力、効率性、技術革新能力を大幅に強化すること、②EUの共通外交・安全保障政策(CFSP)の枠組み等に沿うものであること、③EUの安全保障及び防衛上の利益に資するNATOの活動を考慮すること、④少なくとも4か国の加盟国が関与すること等の要件を満たさなければならない(第35条)。